

平成30年（措）第9号

排 除 措 置 命 令 書

東京都中央区八重洲一丁目2番16号

株式会社NIPPO

同代表者 代表取締役 岩 田 裕 美

東京都港区新橋一丁目6番5号

日本道路株式会社

同代表者 代表取締役 久 松 博 三

東京都港区六本木七丁目3番7号

東亜道路工業株式会社

同代表者 代表取締役 森 下 協 一

東京都品川区大崎一丁目11番3号

前田道路株式会社

同代表者 代表取締役 今 枝 良 三

新潟市中央区川岸町一丁目53番地1

福田道路株式会社

同代表者 代表取締役 河 江 芳 久

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 株式会社NIPPO、日本道路株式会社、東亜道路工業株式会社、前田道路株式会社及び福田道路株式会社の5社

(以下「5社」という。)は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(1) 別紙1記載の工事(以下「東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事」という。)について、5社、大林道路株式会社、世紀東急工業株式会社及び大成ロテック株式会社(以下「大成ロテック」という。)の8社(以下「8社」という。)が、遅くとも平成23年12月15日以降共同して行っていた、受注すべき者又は特定建設工事共同企業体(以下「受注予定者」という。)を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

2 5社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く4社及び東京都に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、受注予定者を決定してはならない。

4 5社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

ア 5社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、舗装工

事を請け負う者である。

イ 名宛人以外の大林道路株式会社は、東京都千代田区神田猿楽町二丁目8番8号に、世紀東急工業株式会社は、東京都港区芝公園二丁目9番3号に、大成ロテックは、東京都新宿区西新宿八丁目17番1号に、それぞれ、本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、舗装工事を請け負う者である。

(2) 東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事の発注方法等

ア 東京都は、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、希望制指名競争入札（施工能力審査型総合評価方式によるものを含む。）を実施するに当たり、予定価格に応じて次のとおり、入札の参加者を指名していた。

(ア) 予定価格が1億5千万円未満のものにあつては、道路舗装工事の有資格者を対象に、所定の条件を付して入札参加を希望する者を公募し、当該条件を満たす者の中から当該入札の参加者を指名するなどしていた。

(イ) 予定価格が1億5千万円以上のものにあつては、道路舗装工事の有資格者を構成員とする特定建設工事共同企業体を対象に、所定の条件を付して入札参加を希望する者を公募し、当該条件を満たす者の中から当該入札の参加者を指名していた。

イ 東京都は、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事のうち前記ア(ア)について、二層式低騒音舗装工事の施工機械を所有していることなどを、入札参加の条件としており、8社は、当該施工機械を所有していた。

ウ 東京都は、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、二層を同時に舗設する工法のみを用いることを、施工の条件としていた。

2 合意及び実施方法

8社は、遅くとも平成23年12月15日以降、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に

(2)ア 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1社のときは、その者又はその者を代表者とする特定建設工事共同企業体を受注予定者とする

イ 受注希望者が複数社のときは、当該工事に関する営業努力又は当該工事の施工場所を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

### 3 実施状況

8社は、前記2により、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事の大部分を受注していた。

### 4 前記2の行為の取りやめ等

- (1) 大成ロテックは、遅くとも平成25年2月上旬以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。
- (2) 平成27年1月28日以後、公正取引委員会が平成28年（措）第9号により措置を命じた事件について、8社らの営業所等に独占禁止法第102条第1項の規定に基づく臨検及び捜索を行ったところ、これを契機として、8社のうち大成ロテックを除く7社は、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、8社は、共同して、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京都発注の特定二層式低騒音舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、5社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年3月28日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

## 別紙 1

東京都が希望制指名競争入札（施工能力審査型総合評価方式によるものを含む。）の方法により発注する舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）であって、道路舗装工事の有資格者又は道路舗装工事の有資格者を構成員とする特定建設工事共同企業体を入札参加者とするもののうち、二層式低騒音舗装工事が含まれるもの

別紙 2

| 番号 | 用語          | 定義  |
|----|-------------|---|
| 1  | 二層式低騒音舗装工事  | <p>タイヤ及び路面から発生する騒音の低減機能を向上させるために、空隙率の高いポーラスアスファルト混合物を二層構造とし、上層に下層より小粒径の骨材を用いる舗装工事のうち、二層を同時に舗設する工法のみを用いるもの</p> |
| 2  | 道路舗装工事の有資格者 | <p>道路舗装工事の競争入札参加資格者として東京都に登録されている者</p>  |

平成30年（措）第10号

排 除 措 置 命 令 書

東京都港区新橋一丁目6番5号

日本道路株式会社

同代表者 代表取締役 久松博三

東京都品川区大崎一丁目11番3号

前田道路株式会社

同代表者 代表取締役 今枝良三

東京都港区六本木七丁目3番7号

東亜道路工業株式会社

同代表者 代表取締役 森下協一

東京都中央区八重洲一丁目2番16号

株式会社NIPPON

同代表者 代表取締役 岩田裕美

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 日本道路株式会社、前田道路株式会社、東亜道路工業株式会社及び株式会社NIPPONの4社（以下「4社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
  - (1) 別紙記載の工事（以下「東京港埠頭発注の特定舗装工事」という。）について、4社、世紀東急工業株式会社、大林道路株式会社及び大成ロテック株式会社（以下「大



成ロテック」という。)の7社(以下「7社」という。)  
が、遅くとも平成24年1月26日以降共同して行っ  
ていた、受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を  
決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取り  
やめていることを確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、  
東京港埠頭株式会社(以下「東京港埠頭」という。)が  
発注するコンテナ埠頭等の整備、改良又は補修工事その  
他の舗装工事(当該工事以外の工事が併せて発注される  
ものを含む。以下同じ。)であって、道路舗装工事の競  
争入札参加資格者として東京都に登録されている者を入  
札参加者とするものについて、受注予定者を決定せず、  
各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。

2 4社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社  
を除く3社及び東京港埠頭に通知し、かつ、自社の従業員  
に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹  
底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認  
を受けなければならない。

3 4社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の  
事業者と共同して、東京港埠頭が発注するコンテナ埠頭等  
の整備、改良又は補修工事その他の舗装工事であって、道  
路舗装工事の競争入札参加資格者として東京都に登録され  
ている者を入札参加者とするものについて、受注予定者を  
決定してはならない。

4 4社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った  
措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

ア 4社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、舗装工事を請け負う者である。

イ 名宛人以外の世紀東急工業株式会社は、東京都港区芝公園二丁目9番3号に、大林道路株式会社は、東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号に、大成ロテックは、東京都新宿区西新宿八丁目17番1号に、それぞれ、本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、舗装工事を請け負う者である。

## (2) 東京港埠頭発注の特定舗装工事の発注方法

東京港埠頭は、東京港埠頭発注の特定舗装工事について、一般競争入札を実施するに当たり、施工実績等の所定の条件を付して入札参加を希望する者を公募し、当該条件を満たす者を当該入札の参加者としていた。

## 2 合意及び実施方法

7社は、遅くとも平成24年1月26日以降、東京港埠頭発注の特定舗装工事について

(1) 受注予定者を決定する

(2) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に、当該工事に関する営業努力を勘案するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

## 3 実施状況

7社は、前記2により、東京港埠頭発注の特定舗装工事の大部分を受注していた。

## 4 前記2の行為の取りやめ等

(1) 大成ロテックは、遅くとも平成25年2月上旬以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

(2) 平成27年1月28日以後、公正取引委員会が平成28年（措）第9号により措置を命じた事件について、7社らの営業所等に独占禁止法第102条第1項の規定に基づく臨検及び捜索を行ったところ、これを契機として、7社のうち大成ロテックを除く6社は、同日以降、前記2の合意に基づき受注予

定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、7社は、共同して、東京港埠頭発注の特定舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京港埠頭発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、4社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成30年3月28日

### 公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

## 別紙

東京港埠頭株式会社が一般競争入札の方法により発注するコンテナ埠頭等の整備，改良又は補修工事であって，道路舗装工事の競争入札参加資格者として東京都に登録されている者を入札参加者とするもの

平成30年（措）第11号

排 除 措 置 命 令 書

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

大成ロテック株式会社

同代表者 代表取締役 西 田 義 則

東京都港区新橋一丁目6番5号

日本道路株式会社

同代表者 代表取締役 久 松 博 三

東京都中央区八重洲一丁目2番16号

株式会社NIPPO

同代表者 代表取締役 岩 田 裕 美

東京都港区六本木七丁目3番7号

東亜道路工業株式会社

同代表者 代表取締役 森 下 協 一

東京都品川区大崎一丁目11番3号

前田道路株式会社

同代表者 代表取締役 今 枝 良 三

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 大成ロテック株式会社、日本道路株式会社、株式会社NIPPO、東亜道路工業株式会社及び前田道路株式会社の

5社（以下「5社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙1記載の工事（以下「NAA発注の特定舗装工事」という。）について、5社、鹿島道路株式会社、大林道路株式会社及び世紀東急工業株式会社の8社（以下「8社」という。）が、遅くとも平成23年9月30日以降共同して行っていた、受注すべき者又は特定建設工事共同企業体（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
  - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NAAが発注する舗装工事（当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。以下同じ。）であって、空港舗装工事の契約参加資格者としてNAAに登録されていることを応募資格とするものについて、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 5社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く4社及びNAAに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
  - 3 5社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、NAAが発注する舗装工事であって、空港舗装工事の契約参加資格者としてNAAに登録されていることを応募資格とするものについて、受注予定者を決定してはならない。
  - 4 5社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 5社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、舗装工事を請け負う者である。

イ 名宛人以外の鹿島道路株式会社は、東京都文京区後楽一丁目7番27号に、大林道路株式会社は、東京都千代田区神田猿樂町二丁目8番8号に、世紀東急工業株式会社は、東京都港区芝公園二丁目9番3号に、それぞれ、本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、舗装工事を請け負う者である。

(2) N A A発注の特定舗装工事の発注方法

ア N A Aは、N A A発注の特定舗装工事について、簡易型総合評価方式（平成24年4月1日以降は簡易型総合評価方式（通常型））による公募型競争を実施するに当たり、公告により所定の条件を付して契約を希望する者を募り、当該条件を満たす者から見積書及び技術力に係る資料を提出させ、価格点（見積書に記載の見積価格を点数化したものをいう。以下同じ。）と技術点（技術力に係る資料に記載の施工計画、施工実績等の評価内容を点数化したものをいう。）を算出し、これらを合算した評価値の高い上位3者を価格交渉の相手方として選定していた。

なお、N A Aは、原則として、N A A発注の特定舗装工事のうち、発注金額が概算7億円以上のものについては、2社で構成された特定建設工事共同企業体による応募を認めていた。

イ N A Aは、原則として、前記アで選定した3者との間で、それぞれ、価格交渉を行い、価格交渉の相手方が見積価格の修正に応じた場合は、その都度、修正した見積書を提出させていた。

ウ N A Aは、前記イの価格交渉を経て、価格交渉の相手方から最後に提出させた見積書に基づき価格点を算出し、これに前記アで算出した技術点を合算した評価値の最も高い者を契約の相手方として決定していた。

2 合意及び実施方法

8社は、遅くとも平成23年9月30日以降、N A A発注の特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

(2)ア 次のいずれかの方法により受注予定者を決定する

(ア) 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1社のときは、その者又はその者を代表者とする特定建設工事共同企業体を受注予定者とする

(イ) 受注希望者が複数社のときは、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

イ 受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定め（受注予定者が特定建設工事共同企業体である場合にあってはその代表者が他の構成員と調整して定め）、受注予定者以外の者は、受注予定者が定めた見積価格よりも高い見積価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

### 3 実施状況

8社は、前記2により、NAA発注の特定舗装工事の大部分を受注していた。

### 4 前記2の行為の取りやめ

平成27年1月28日以後、公正取引委員会が平成28年（措）第9号により措置を命じた事件について、8社らの営業所等に独占禁止法第102条第1項の規定に基づく臨検及び捜索を行ったところ、これを契機として、8社は、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、8社は、共同して、NAA発注の特定舗装工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、NAA発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、5社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが自発的なものではないこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、5社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。



平成30年3月28日

公正取引委員会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴

## 別紙 1

N A Aが簡易型総合評価方式(平成24年4月1日以降は簡易型総合評価方式(通常型))による公募型競争の方法により発注する舗装工事(当該工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。)であって、空港舗装工事の契約参加資格者としてN A Aに登録されていることを応募資格とするもの

別紙 2

| 用語    | 定義         |
|-------|------------|
| N A A | 成田国際空港株式会社 |